

(案)

令和8年 月 日

中間市教育委員会
教育長 蔵元 洋一 様

中間市コミュニティ広場・学校再編検討委員会
委員長 大和 永治

答 申 書

令和7年3月27日付け6中教総第1862号で諮問を受けた件については、下記のとおり結論を得たので答申する。

記

本委員会は、中学校を先行した学校施設再編に伴う中間中学校及び中間東中学校敷地における時代のニーズに合った学校づくりについて、学校及び地域の実情等を勘案し、両敷地の特徴を踏まえた活用方法を慎重に審議した結果、次のとおり整備することが適当であるとの結論を得たものである。

1 答申事項

(1) 校舎、体育館、武道場等の整備の方向性

中間中学校及び中間東中学校敷地（以下「両敷地」という。）の既存校舎は、耐力度調査の結果、子供たちの教育環境として十分な安全性を確保できておらず、構造上危険な状態にある建物に分類されることから、両校とも取壊し、新築することが望ましい。

両敷地の既存体育館及び武道場は、耐力度調査の結果、構造上危険な状態にある建物に分類されないが、再編に伴う生徒数の大幅な増加によって敷地面積の不足が見込まれるため、校舎、体育館及び武道場を集約して建設し、敷地を最大限有効活用することが望ましい。

(2) 敷地内段差や法面の整備の方向性

中間中学校敷地については、道路幅員が都市計画法第29条の規定に基づく開発行為の許可基準を満たしていない。したがって、敷地内段差はスロープ整備によって解消することが望ましい。

中間東中学校敷地については、同開発行為許可基準を満たしていること、学校施設再編

後は当該敷地に通う生徒数が大幅に増加することが見込まれることから、敷地を全面造成することによって敷地内段差を無くし、併せて敷地を拡幅することにより、市有財産を最大限有効活用することが望ましい。

両敷地の法面については、勾配や周辺環境、経済性等を考慮し、基本的に植生工（種子吹付工）とコンクリート吹付工を組み合わせる手法により整備することが望ましい。

（３）アクセス道の整備の方向性

中間中学校敷地については、アクセス道を拡張整備するためには、隣接する民有地を買収する必要があることから、基本的に正門側を生徒用、遠賀川側を車両用の道路とするなど、運用方法によって歩車分離することが望ましい。なお、生徒の安全な通学環境の確保、また、指定避難所への安全な避難経路の確保の観点から、別の事業において既存道路を拡幅することが望ましい。

中間東中学校敷地については、全面造成し、東側の外扇・通谷線から歩車分離できる十分な広さのアクセス道を新設することが望ましい。また、全周囲からの通学を想定した通用門及び歩道を整備することが望ましい。

（４）プール施設の整備の方向性

プール施設については、両敷地に整備せず、コミュニティ広場の公共施設ゾーンに屋内型の温水プールを整備し、各学校からバス等で通う形式とすることが望ましい。

２ 付記事項

上記１（１）から（４）までを整備の方向性とするに当たり、次の事項に配慮されたい。

- （１）学校再編の早期実現に向けて最大限努力すること。
- （２）学校再編の取組みについて、情報発信に努めること。
- （３）工事期間中の生徒への支援策及び安全対策を十分検討すること。
- （４）学校再編の取組みについては、市の財政状況を考慮し、慎重に検討すること。